

第6回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成26年7月25日(金)

井上副大臣：それでは、時間となりましたので、ただ今より、第6回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催させていただきます。本日司会を務めさせていただきます環境副大臣の井上信治でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日、大変お忙しい中、この市町村長会議にご出席いただきまして、感謝を申し上げます。まず、私の方から、これまでの経緯につきまして、簡単にご説明させていただきます。本年1月には、詳細調査の候補地を提示し、私と浮島政務官、村井知事、関係3市町長との間で意見交換を重ねるとともに現地視察を実施してまいりました。その中で、先日の第4回関係者会談では、3市町長からの意見は出尽くしている。指定廃棄物の処理は宮城県全体の問題であることから、関係者会談の内容についても市町村長会議にフィードバックをすべきといったようなご意見を頂いたことを受け、本日の会議を持たせていただいた次第です。本日は、関係者会談で意見交換を重ねてまいりました、その状況などについて、宮城県の全市町村の方々にご説明をし、ご意見を頂きたいと思っております。

それではまずは、石原環境大臣よりご挨拶をさせていただきます。

石原大臣：環境大臣の石原伸晃でございます。本日は、お忙しい中、宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議に多くの皆さまにご出席いただきましたことを、冒頭厚く御礼申し上げたいと思っております。市町村長の皆さま方におかれましては、合計5回の市町村長会議にご出席いただき、ご議論いただいたと聞いております。また、村井知事のリーダーシップの下、宮城県としても指定廃棄物の問題に取り組んでいただきましたことに心から感謝申し上げます。

詳細調査の候補地として提示させていただきました、栗原市長、大和町長、加美町長におかれましては、合計4回の関係者会談にご出席いただきました。また井上副大臣、浮島政務官の現地視察についても、ご帯同いただいたことに感謝を申し上げたいと思っております。また、指定廃棄物を保管していただいている自治体、事業者、県民の皆さま方には、ご負担をおかけしていることについて、この場をお借りいたしまして、お詫びを申し上げたいと思っております。また、適正な保管を頂いていることに感謝の方も申し述べさせていただきます。

宮城県内では、私が申すまでもございませんが、稲わらなどの指定廃棄物の保管がひっ迫しており、待ったなしの状況であるということは、今日ご出席の先生方が十分ご認識されている状況ではないかと思っております。早急に処理を行うためには、処分場は必要不可欠な施設であると考えております。国として、安全に万全を期しまして、責任を持って処理させていただきたいと考えております。

候補地については、有識者会議や市町村長会議でのご議論を踏まえて確定させていただいた選定手法に則りまして選定しているところでございます。ぜひ3カ所の候補地におきましては、ボーリング調査などの詳細調査による追加的なデータを入手させていただき、安全性等を厳格に評価したいと考えておりますので、詳細調査の実施についてご理解いただきますよう、この場をお借りいたしまして、お願い申し上げます。

言うまでもないことですが、詳細調査の実施ということが施設そのものの設置を意味するものではありません。環境省としては、宮城県の指定廃棄物を安全に処分するため、引き続き全力を尽くし着実に前進できるように取り組んでまいりますので、今日お集まりの先生方のご協力を心からお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

井上副大臣：続きまして、村井宮城県知事からも、ご挨拶をお願いいたします。

村井知事：本日は、公務ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、石原大臣、井上副大臣、浮島政務官にも、ご来県いただき、誠にありがとうございます。

この市町村長会議も、大臣からお話しいただきましたとおり、今回で第6回目となりますが、3つの市町が詳細調査の候補地として選定された、本年1月の第5回市町村長会議以来の開催となります。その間、国、県、3つの市町との関係者会談や現地視察を通して意見交換を重ねてまいりましたが、関係者会談を4回開催し、それぞれの意見も集約された感がありますことから、4回目の会談の際に、私から、「一度国が持ち帰り、あらためて大臣と相談していただき、今後の進め方についてお示しをしていただきたい」とお願いをしたわけでございます。

県としては、指定廃棄物の問題につきましては大変重要な問題と認識しております。県全体の問題として考えるべき問題でありますことから、市町村長会議を開催して、これま

で議論を重ねてまいりました。これまでの5回の会議においては、大臣のご出席を求める意見が出され、また私自身も大臣のご出席をお願い申し上げてきた中で、本日までご出席いただけなかったことは大変不本意でございます。しかし、本日大臣がお越しいただき、大臣のリーダーシップと決意により、この問題が前進するものと大変期待しているところでございます。本日は、お手元の次第にありますとおり、環境省から指定廃棄物の処理に向けた検討経緯、さらには今後の方針や進め方について説明がなされることと思っております。国におかれましては、これまでの経緯を十分踏まえ、今まで以上の気概を持ち対処していただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

井上副大臣：村井知事、ありがとうございました。本日のご出席者につきましては、資料に出席者名簿を付けておりますので、恐縮ですがそちらでご確認をお願いいたします。

それではまず、事務方より、配布資料の確認をさせていただきます。

事務局：それでは机上の配布資料の確認をさせていただきます。最初に次第がありまして、そこに配布資料の一覧を記載しておりますので、それに沿って確認をさせていただきます。まず議事次第。その下に今日お集まりの皆さま方の出席者名簿を付けております。その下に本日の座席表を付けています。その下に資料1「宮城県における指定廃棄物の処理に向けたこれまでの検討経緯等について」というパワーポイントの資料があります。続きまして資料2「指定廃棄物の処理に関する県民の理解の促進について」があります。続きまして、指定廃棄物に関しての一般の方々の理解促進するための各種パンフレットもご用意しております。さらに、これは席上のみですが、本日ご意見を賜ります加美町、大和町からのご提出の資料も配布しております。ご不足がございましたら、お申しつけいただければと思います。よろしゅうございましょうか。

なお、本日の会議は、マスコミの方々も同席可能という形で取扱いをさせていただいておりますが、ここで一つマスコミの皆さま方にお願ひがあります。本日、これからの議事の進行のために、カメラの撮影は、ここまでにさせていただきたいと思っておりますので、恐縮ではございますが、カメラはここで退室ということをお願いいたします。どうぞ、ご協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは本日も円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。それでは、よろしくお願い致します。

井上副大臣：それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。本日は議題といたしまして、「宮城県における指定廃棄物の処理に向けたこれまでの検討経緯等について」とさせていただきます。関係者会談で意見交換を重ねてきた、その状況などについて、まず環境省から資料に沿ってご説明させていただきます。その上で、あらためて詳細調査候補地の3市町長の方々から順番にご意見を頂きます。その後、ご出席の皆さま方のご意見をお伺いいたします。指定廃棄物の処理に向けた宮城県内の皆さまのご意見をしっかり受け止めさせていただいた上で、またこちらの方からご回答させていただく流れで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料1、2を用いて環境省よりご説明させていただきます。

鎌形部長：環境省の廃棄物・リサイクル対策部長の鎌形と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではお手元の横長の資料1に基づきまして、宮城県における指定廃棄物の処理に向けたこれまでの経緯などについて、要点をご説明させていただきます。この資料1につきましては、7ページまでは前回1月の市町村長会議までの経過が中心のものになります。再確認で、ごくごく簡単にご説明いたします。

宮城県内の1キログラム当たり8,000ベクレルを超える廃棄物の約5,000tの保管ということで、一時保管がひっ迫している状況です。指定廃棄物は保管者の負担が長期化する懸念があるということを示しています。

指定廃棄物は、保管している県ごとにそれぞれ県内で処理を進めることとしています。その際、安全な管理、用地確保の観点から、処分場を県内に1カ所設置して集約して処分することが必要です。

処分場の安全性の確保ですが、指定廃棄物の処分施設は、コンクリートで二重に遮断された構造として、国が長期にわたり責任を持って管理していくこととしています。

市町村長会議の開催経緯は、皆さまご承知のとおりですが、昨年11月の第4回の会議で宮城県の実情を踏まえた候補地の選定手法を確定させていただきました。そして1月、第5回の会議におきまして、詳細調査を実施する候補地3カ所を提示させていただきました。

宮城県における選定手法としては、市町村長会議の議論を踏まえ、例えば観光への影響に対する配慮を追加するなど地域の実情に配慮したというところです。

選定結果については、今年1月の第5回会議におきまして、図のとおり、北から栗原市の深山嶽、加美町の田代岳、大和町の下原、この3カ所を詳細調査の候補地として提示させていただいたところです。

これまでが前回第5回の市町村長会議までの経緯です。

詳細調査を行う候補地の提示後、5月から6月にかけて、国、県、候補地の3市町による関係者会談を合計4回開催し、意見交換を行いました。その間に、井上副大臣と浮島政務官が3カ所の候補地の現地視察をさせていただきました。そして直接3市町長から、それぞれの候補地についてのご説明を頂いたところです。

そして、関係者会談の中では、さまざまなお指摘を頂いたところです。これらについて、環境省としての考え方をご説明させていただきました。その主な内容について順にご説明させていただきたいと思います。

候補地および、その周辺に地すべり、崩壊箇所などが存在し、安全性が確保されているとは思えないというご指摘を頂きました。資料上では右側の赤い部分で環境省としての考えを書かせていただいておりますが、このような説明をさせていただいたということです。

環境省では、選定手法に従って既存データを用いて、土砂災害の危険性の高い箇所は除外するということです。なお、詳細調査の実施を通じてボーリング調査などによって詳細なデータ等の追加的な情報を得て、あらためて安全性の評価を行いたい。こういうところについてもご説明したところです。

水源への影響についてご指摘いただいたところです。これも右側の赤いところに環境省の考えを示していますが、周辺の水源に対して影響を及ぼさないように配慮することは非常に重要だという考えを示しました。そして選定手法においては、水源における取水点からの距離を評価項目として選定しているということをご説明しているところです。さらに施設自体は水を排出しない遮断型の構造とする他、モニタリングをしっかり行い適切な管理を行っていくということをお答えしているところです。

下原の候補地についてですが、演習場が近いということで、実弾演習の着弾地点に近く、跳弾等の事故の可能性があるのでないかというご指摘を頂いたところです。

環境省から防衛省に確認したところ、演習では誤射等のないように安全確保の処置を実

施ということで、処分施設の設置は可能であると環境省としては考えているところです。

また、今後、演習等の振動調査を行うとともに、万が一の災害等に備えてマニュアルの作成や訓練を通じての対処を行うこととしているところです。

埋蔵文化財についてのご指摘がありました。これも下原の関係ですが、下原の候補地については、候補地内に埋蔵文化財が存在するとのことご指摘を頂いています。文化財については、選定手法では、史跡・名勝・天然記念物は除外項目としているが、それ以外はなっていないということですが、詳細調査におきまして留意すべき必要な手続きなどについて確認していくと考えているところです。また、環境省としては、埋蔵文化財に影響を及ぼさないように施設の配置について検討する必要があるということも考えているところです。

アクセス道路との関係です。候補地のアクセス道路の安全性や積雪・雪崩対策についてのご指摘も頂いたところです。環境省としては、運搬時には飛散・流出対策を講じるとともに、道路状況や周辺施設の調査を行い、通学通園時間帯などを避けることにより安全性を確保することが必要だと考えているところです。

また、雪崩についてのご指摘ですが、基本的に雪崩危険箇所というのは、あらかじめ除外して選定しています。その上で、詳細調査の中で地形や積雪の深さなどを考慮して、必要に応じて適切な雪崩対策を検討していく必要があると考えているところです。

動植物や自然度についてのご指摘です。これは田代岳と下原の候補地についてですが、それぞれの候補地周辺には希少な動植物が生息・群生しているというご指摘を頂いたところです。これに対して、環境省としての考え方は、動植物調査の一部については詳細調査と同時期に開始していきたい。そして最終候補地については文献・ヒアリングを基本とした動植物調査を実施し、施工時に必要な対策を講じていくという考えでいることをご説明してきているということです。

安全性評価そのものに関するご指摘です。候補地の安全性評価そのものがどうかというご指摘を頂いたところです。これまでもご説明しておりますとおり、評価項目や評価に用いるデータを含めて、選定手法については、私ども有識者会議で科学的・技術的観点から議論を重ねた上でご了承いただいたということです。そういう意味で科学的な根拠をもった選定手法ということで、その内容については市町村長会議でも説明させていただき合意いただいたものと認識しております。

ただ、既存の知見である情報には限度があることも承知しています。そういうことで、環境省としては、詳細調査によって追加的な情報を得て、その上でさらに専門家との意見

交換を実施していきたいと考えているところです。

選定手法に沿った適切な選定が行われなかったのではないかとのご指摘もありました。具体的には、田代岳についてですが、傾斜の観点から除外されるべき土地が除外されていない、あるいは必要面積が確保できていないというご指摘がありました。これらにつきましては、環境省からは、国有地に関する情報、あるいは空中写真により現地は更地であるということ。また、現地確認の結果、施設設置に必要な面積が確保できているということをご説明させていただいたところです。

以上、幾つかの項目についてそれぞれご指摘いただいたことに対して、環境省としてご説明した内容を簡単にご紹介させていただきました。

今後の進め方についてのご意見です。第4回関係者会談において、今後の進め方について、それぞれご意見を頂きました。

具体的には、栗原市や大和町からは3市町が足並みをそろえて詳細調査を受け入れていくというご指摘がありました。他には、大和町からは、詳細調査の前に市町村長会議を開催すべきであるというご指摘もありました。加美町からは、選定過程をきちんと検証していく必要があるというご指摘もありました。それから知事からは、早急な処理が必要であることから、前に進めるべく、環境省で持ち帰って検討してほしいというご意見を頂いたところです。

このような頂いたご意見を踏まえて、環境省において検討した結果、本日の第6回市町村長会議を開催し、これまでの懸案について、県内全ての市町村長の皆さま方にご説明し、あらためて皆さま方のご意見を頂戴する必要があると判断したところです。

今後ですが、詳細調査の中身についてご説明させていただきます。詳細調査については、選定手法の中で既に位置づけられておりまして、昨年11月の第4回市町村長会議でもご説明させていただいたところです。若干重複もありますが、さらにご説明をさせていただきたいというところです。この詳細調査については、3カ所の候補地に対して行っていくということですが、3カ所の全ての詳細調査候補地について詳細調査を実施し、その結果に基づいて、それぞれの候補地についての安全性評価を行い、国が最終的な候補地を1カ所提示するという手順です。安全評価の際には、必要な対策を検討し、安全面での支障がないこと、あるいは事業実施の観点から施工が可能なことを確認するとともに、有識者会議による評価もしっかり実施していくというように考えているところです。もちろん、先ほど大臣からも申し上げましたが、詳細調査の実施は施設設置そのものを意味するもので

はありません。

詳細調査の中身です。候補地の選定に当たっては、既存の知見で地図情報として全国的に整備され、一律に評価できる手法を用いていました。そこで安全性を厳格に評価するためには、さらに候補地の地盤の状況、あるいは地下の地質などについてあらためてボーリング調査などを行い科学的・技術的観点から追加的な情報を把握することが必要だということでした。

なお、先ほどご紹介したような地元からのご意見、ご懸念にお応えするためにも、詳細調査を実施することが必要だと考えているところです。

具体的な中身です。幾つか例示しています。～ があります。まず、候補地周辺の地すべりや大規模な崩壊があるとの心配については、他省庁や市町が所有する情報を収集するというところから表面の地形や崩壊箇所の確認などを行う地質調査、あるいは地層の構成や土壌の強度を調べるボーリング調査、それから地質・地盤、地下水の性状を確認します。

また、アクセス道路のご心配については、候補地までの沿道の施設、学校や公共施設、商業施設の位置や道路の混雑状況の調査を行っていきたくと考えております。それから積雪や雪崩のご心配については、文献などによって積雪に関するデータを収集するとともに、地形、傾斜、植生なども踏まえて、必要に応じて適切な雪崩対策を検討するというところまでです。

埋蔵文化財についてのご心配もありました。可能な範囲で埋蔵文化財に影響を及ぼさないように施設を配置するために、埋蔵文化財の包蔵地に関する情報の収集や、必要な手続きについて調査を進めていくというところまでです。

これらの詳細調査の結果については、有機者会議において評価いただくとともに、その際には、有識者のメンバーと地元からご要望のあった地質等の専門家の意見交換を実施していきたいと考えているところです。

その他、ご懸念事項を3市町より頂いておりますが、ご懸念事項に科学的・技術的観点からしっかり応えるために詳細調査を行い、その結果を有機者会議で評価していただいて、地元の皆さまのご心配を払拭し、安全性を確保していきたいと考えているところです。

それから資料2です。県民の理解の促進のための取組ということでした。これまでホームページ、パンフレット、新聞広報をしてきたところです。ホームページについては、今年4月には宮城県について独立したページを設けて情報をお知らせしています。パンフレッ

トについては、お手元にも配布していて、これを活用した意見を通してというところです。

新聞広報については、資料2の2～3ページにあります。6回実施しています。

関連の情報として、宮城県以外で稼働している減容化施設の周辺モニタリング情報などについても環境省のホームページで公表しています。

今後、さらに県民の皆さまの関心に沿った情報発信を行い、ご理解を得られるようにしていきたいと考えております。具体的には、新聞広報は引き続き行いますが、テレビの広報番組を作成することを検討しています。番組では、放射線や指定廃棄物の基礎知識などについて定期的に放送していくことを検討しています。

また、ホームページにつきましては、さらにコンテンツの充実を図りたい。そういった取組をすることにより、県民の理解の促進に努めていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

井上副大臣：それでは続きまして、ご出席の詳細調査候補地の3市町長の方々から順番にご意見を頂きたいと思っております。大変恐縮ですが、時間も限られているため、最大10分程度でお願いしたいと思っております。まずは、加美町の猪股町長、よろしく願いいたします。

猪股町長：それでは、今日はスライドを使いまして、町がこれまで独自に検証してきた結果の一部、そして町からの提案をさせていただきたいと思っております。

4点あります。1点は、田代岳は避けるべき地域です。そして2点目は、候補地である抽出要件を満たしていない。3点目として、決して住民の理解を得られない。4点目として、問題解決に向けての提案をさせていただきたいと思っております。

まず、田代岳は避けるべき地域であるということについて4点説明をさせていただきたいと思っております。

ご覧のとおり、これは3Dの画面で、この白くなっているところが候補地、山そのものは箕ノ輪山と呼ばれており、標高690メートルあります。近くの二ツ石ダムを造る際に、ここの石の一部が使われたといえます。この黄色い部分が地すべり地帯です。既に北、東、東南、南、候補地を囲むように既に地すべりが起きております。基本的には脊梁山脈の一部です。栗原と同じような地形になっているということがご理解いただけるかと思っております。

この候補地の東斜面です。東斜面は既に一部が斜面崩壊しています。この写真を見てい

ただくと、より分かります。このV字になっているところが候補地です。この辺りが既に斜面崩壊を起こしているということです。

次に、このことについては、平成8年、農水省が二ツ石ダムを造る際に報告書をまとめております。その報告書の中にも数カ所ありますが、採掘終了後も経時によっては、崩壊・崩落が加速し、鳴瀬川水系と江合川水系の分水界の崩壊が大規模に進行する恐れがあると警鐘を鳴らしている場所でもあります。

また、この場所は平成22年3月、宮城県が条例に基づきまして、水道水源特定保全地域第1号に指定した場所でもあります。良好な水環境の保全を図る上で特に重要と認められる区域として県が指定したものです。江合川流域、そして鳴瀬川流域、7自治体、受益面積約2万ヘクタールの水源です。決して理解の得られる場所ではないというように私は考えております。さらに、この場所は豪雪地帯にも指定されております。

この地図でお分かりのとおり、至るところに雪庇がせり出し、雪崩の危険箇所があちらこちらにある場所です。国は雪崩危険箇所ではないと言っておりますが、そもそも人家が5軒以上なければ調査をしないのです。調査をすれば、明らかにここは雪崩危険箇所であります。こういうところにどうやって、通年を通して施設の管理が可能なのか。私は大変疑問に感じます。決して理解の得られる場所ではありません。

次に、候補地としての抽出要件を満たしていないことについてご説明します。幾つもありますが、今日はそのうちの1点だけについて説明させていただきます。

国は、必要な面積2.5ヘクタールを確保できる、なだらかな地形の土地を抽出すると言っております。しかし、ここの面積をわれわれが独自に測量したところ、平坦面で1.96ヘクタール、7.9ヘクタールのうちの6割以上が実は51パーセント以上の法面です。ですから必要面積は取れない。そして、なだらかな土地にも当たらないとわれわれは考えております。

ここが採石した場所です。周りは、このとおり法面に囲まれております。ここは沈砂池、つまり砂を沈めてオーバーフローした水だけを流すという環境保全のために造られた沈砂池です。だからわれわれはここを使うべきではない、使うことはできない。ここを除いて測量したところを1.96ヘクタールしか取れないということを環境省に申しました。

それに対して環境省が回答してきたのが、この図面です。環境省は、この部分だけでは必要面積は取れない。しかし、鶴の首のような通路、そして二つの沈砂池を埋めれば必要面積2.6ヘクタールが取れるという、つじつま合わせをしてきたということです。私は、

こんな鶴の首のような土地を国はそもそも探していたのですかと、大変疑問に感じます。到底理解できるものではありません。

どうしてこういったことになったのか。実は、この図面が、環境省が東北農政局から入手した図面です。この図面では、ここの平場だけで2.6ヘクタールが確保できることになっていました。しかし、現実には、この南側の0.4ヘクタールは削られていなかったのです。国は、ここだけで2.6ヘクタール確保できないことが分かり、苦肉の策として、この通路、そして三つの沈砂池を埋めれば必要面積が確保できるという、苦し紛れのつじつま合わせをしてきたということです。とても了解できることではありません。

ですから、本来、国は、平坦面で取れないことが分かった時点で、この場所を候補地から除外すべきだったのです。

次に、われわれは沈砂池について、埋めるべきではないと度々国に申し上げた結果、国は、このような回答を出してきました。沈砂池の機能を備えた2,500平米の防災調整池を造りますということです。私は、6月30日の会談で確認しました。この場所には2,500平米の調整池で十分なのですと。それに対して、梶原部長は「はい」と答弁しました。

次に私が示したのは、この図面です。確かに、宮城県の林地開発許可基準に従えば、2.3ヘクタールに対しては、2,500平米の調整池で十分でしょう。しかし、この場所は法面が6割以上を占めます。集水面積は2.3ヘクタールではなく、法面も含めた6.4ヘクタール。つまり調整池の面積は2,500平米ではなく、倍の5,000平米なければ、ここには必要な面積、いわゆる埋立地、焼却炉、調整池等を建設することはできません。最低でも2.8ヘクタールなければ必要な施設をここに造ることはできませんと申し上げました。ここでは鶴の首も沈砂池も含めても2.6ヘクタール以上は取れないのです。全く面積要件を満たしていません。とても詳細調査を受け入れるわけにはいきません。

田代岳は避けるべき地域です。土地の抽出要件を満たしておりません。国のずさんな、強引な抽出、選定で選ばれた土地です。よって、私は町長として、とても住民に説明責任を果たすことはできません。詳細調査の受け入れをあらためてお断りさせていただきます。

次に、住民の理解が得られないということについて幾つかの例を挙げてご説明させていただきます。これは「クローズアップ現代」で放送されたものです。わが町の農家の方が出ているので、ご覧ください。

これが風評被害です。加美町が候補地になったことで、JA加美よつばには、関東・関

西7業者のうち5業者から既に取引はできなくなるという連絡が入っています。この風評被害は、米だけにとどまりません。あらゆる農作物、そして畜産、観光、あるいは漁業にも影響が出ます。東松島のカキ養殖業者の方からは、「われわれは鳴瀬川のミネラル分を豊富に含んだ水が流れ込んできてくれているおかげで、おいしい身の引き締まったカキが捕れている。水源にできてしまったら、われわれはまた風評被害に苦しまなければならない。絶対水源に造っては駄目だ」という声が届いています。

また、住民は、焼却炉が設置されることに大変不安を感じております。標高600メートル、強風の吹く場所に焼却炉が設置されることには大変なリスクが伴います。実際、昨年8月、福島県の鮫川村に設置した環境省の焼却炉で爆発が起きました。人為的ミスによるものです。人為的ミスは避けられないものです。さらに、子育て中の若いお父さん、お母さん方には、最終処分場ができたら引っ越したいという方がたくさんいます。また、大きくなったら町を出ていくという子どもたちの声も聞こえてきます。地域の衰退は避けられません。まさに死活問題です。町民の理解は決して得られません。

最後に、加美町からの提案をさせていただきます。現在、宮城県にある1万ベクレルほどの稲わらは、燃やせば約30倍になります。100年たっても2万ベクレルほどの高濃度の状態で存在します。一方、燃やさなければ早く低減はしますが、しかし、保管に困ることになります。この問題は、指定廃棄物最終処分場を造ったからといって解決されるものではありません。現在、県内には指定廃棄物が3,271トンあります。多くは、このような建屋に保管されています。しかし一方、8,000ベクレル以下の一般廃棄物と称されるものは、その約20倍、61,833トン。この写真にありますように、野ざらし、野積み状態です。加美町も含めて多くの市町村は、この8,000ベクレル以下の保管に苦慮しています。市町村で処理してくださいと言われても、処理することは不可能です。これは全て排出者である東電に引き取ってもらうしか解決の方法はありません。

聞くところによりますと、東電には未利用地が100ヘクタールあるということです。宮城県の全体に占める割合は、わずか2.3パーセントです。私は、十分にこの場所に保管が可能だろうと考えています。特措法は、来月8月30日をもって満3年を迎えます。ここには3年後見直すという見直し条項があります。今、拙速に、強引に最終処分場を造ろうとするのではなく、法改正に向けて努力いただきたい。そうでなければ、後世に禍根を残すことになります。田代岳はそもそも避けるべき地域です。候補地としての抽出条件を満たしていません。住民の理解は到底得られません。真の解決をするためには、法改正、

方針の見直しが必要です。加美町は詳細調査の受け入れをすることはできません。

石原大臣、お力が、大変大事でございますので、引き続き、この問題に取り組んでいただいて、法改正、そして基本指針の見直しに向けてご努力いただきたいと切にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

井上副大臣：ありがとうございました。引き続きまして、大和町、浅野町長、よろしくお願いいたします。

大和町長：大和町長の浅野でございます。よろしくお願いいたします。今日は、市町村長会議を開催いただきましたことを御礼申し上げたいと思います。私どもの資料は、皆さま方に配布させていただいているものをご覧いただきたいと思います。

1月20日の第5回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議におきまして、環境省より、詳細調査の候補地として3市町の提示がなされて以来、4回にわたり、国、県、3市町による5者会談と3候補地の現地視察が行われました。その中では、3市町より、さまざまな疑問点や問題が提示されましたが、環境省からの回答は、1月20日以前に開催されてきた市町村長会議において議論を重ね、確定したことである、あるいは市町村長会議で確定した調査手法にはそういった観点は含まれていないといったような返答も大変多く、話し合いでは、先ほどの「出尽くした」というよりも、私は平行線をたどったという気がしております。

本来、指定廃棄物の候補地選定に当たっては、平成24年10月25日に宮城県が主催した指定廃棄物の最終処分場等に係る市町村長会議で確認されているとおり、該当市町村だけではなく、県内全市町村で協力して対応すべきとなっていたはずですが、1月20日以降、市町村長会議は開催されておらず、5者会談の内容も、ただ今申し上げたような状況であることから、全市町村長に現状を知ってもらい、皆さんからご意見を頂きながら進めていくことが、県内全市町村で協力して対応する趣旨に沿うものであると考えまして、今回の市町村長会議の開催をお願いしたところです。市町村長の皆さんには、現在の3市町の訴えている考え、課題、問題を知っていただき、率直な意見を聞かせていただきたいと思っています。

まず初めに、大和町で課題とされていることは、今回の選定において、地域特性に配慮すべき事項が考慮されていないということです。今回の選定に当たっては、地域特性に配

慮すべき事項として、地元住民の安心、特に配慮すべき地域特有の要件があるわけですが、今から申し上げる2点について配慮されておりません。

1点目、下原地区については、王城寺原演習場に隣接しているということです。本来、防衛施設・演習場周辺については、さまざまな危険性が排除できないので、当然、候補地から除外すべき土地であると考えていました。しかし、環境省では、市町村長会議の調査方法には入っていない、あるいは演習場周辺は除外対象になっていなかったと言っております。このことについて、大和町では防衛施設・演習場に関係する市町村が少ないと考え、その提案を見送ったところでありまして、当然、安全面に配慮されて除外されたものと思っております。

そこで、市町村長の皆さまにもあらためて説明しますが、候補地の下原地区は、王城寺原演習場に三方を囲まれた演習場の隣接地帯です。しかも砲弾の着弾地から約600メートルの至近距離にある地域です。そして王城寺原演習場では、陸上自衛隊による演習が年間320日以上、そのうち実弾による射撃・砲撃訓練は年間200日以上行われております。さらには、平成9年から米軍による実弾射撃訓練が実施されていることは皆さんご承知のとおりです。そして、この陸上自衛隊や米軍の射撃訓練で使用されている155ミリ榴弾砲ですが、これは敵陣地の構築物等を破壊するために使用している火砲で、大きな破壊力を持っております。万が一、誤射があった場合、大きな被害が発生することは容易に想定できることです。事実、昨年6月に北海道の矢白別演習場で行われた米軍の砲撃訓練では、演習場の本来の着弾地から約4キロメートルも離れた場所に着弾する事故が発生しました。この事故は、米海兵隊員が安全基準を守らなかったために起きた事故であることが明らかにされています。その他、以前には、王城寺原演習場でも、陸上自衛隊の演習での跳弾事故がありました。このことで、山で作業していた当時の営林署職員たちが大変危険な目に遭ったことがあります。

さらに、今年の王城寺原演習場での米軍の訓練の際には、着弾地で火災が発生しています。幸い、延焼することもなく大きな被害にはなりませんでした。数年前の訓練でも火災は発生しておりました。防衛省のコメントとしては、「着弾地により火災はある程度起きると想定しており、対処できるように備えている」ということですから、演習場やその周辺では、常にさまざまな危険な事態が発生することを想定しながら訓練がされており、そのことを十分認識しておかなければいけないと思います。

また、155ミリ榴弾砲は、発射時と着弾時に当然、爆発音また振動が発生するわけで

すが、振動と同時に低周波が発生しており、建物に対して物的影響が出るレベルの数値が測定されているところです。

それから下原地区ですが、現在は国有地になっていますが、皆さんもご承知かと思いますが、沖縄駐留米軍の実弾射撃訓練の移転が検討されたときに、下原地区の住民は、沖縄県民の皆さま方の負担を軽減し、痛みを分かち合うために米軍の演習を王城寺原演習場で受けることを決断しました。そのことによる生活の安全性を考えて、全住民が断腸の思いで、先祖代々受け継いできた故郷を離れ、全戸移転した土地です。

そして、この土地は防衛省、国が演習場の緩衝地帯、いわゆるセーフティゾーンという目的で住民から譲り受けた土地です。そのような土地に最終処分場のような施設を建設することは、明らかに土地の目的外使用ですし、米軍の演習に協力して移転した住民の気持ちから、また住民から大事な土地を譲り受けた趣旨からも、そういうものがされることは断じて許されるものではないと思っております。

もしも、この土地が目的以外に使用されることになれば、防衛省や自衛隊と住民がこれまで築き上げてきた信頼関係が台無しになるばかりか、今後の王城寺原演習場における自衛隊の演習はもちろん、米軍の演習にも強い不安感や不信感が増幅して、自衛隊と住民の協力体制を維持していくことは困難なことが明白だと思えます。

次に、地域特性に配慮すべき2点目ですが、大和町がこれまで行ってきた震災廃棄物に対する貢献についてです。大和町では、これまでも、そして現在も、8,000ベクレル以下の震災がれきの焼却灰、上下水道の放射性廃棄物の処理の受け入れを行っております。このことは宮城県から処理・処分の依頼がありまして、1日も早い復旧・復興のために、地元の方々の大変な理解と協力を頂きながら、大和町の鶴巣地区にある宮城県環境事業公社小鶴沢処分場で受け入れることとしました。そして、県内各地からの8,000ベクレル以下の震災廃棄物約12万トン、県内で処理されている量の約64パーセントを受け入れました。その処理は今年の3月で終了しています。

また、これに加えて、現在は県内で今も発生し続けている上下水道汚染汚泥、これも8,000ベクレル以下ですけれども、放射性廃棄物65,000tも受け入れ処理を行っています。これらを含めれば、県内で処理する放射性廃棄物の72パーセント以上を大和町で処理することになります。

このように大和町では、宮城県の復旧・復興に向けて、既にこれだけの震災廃棄物の受け入れをしているにもかかわらず、さらに指定廃棄物を受け入れることになれば、県内で

処理される汚染廃棄物の大部分を大和町一町だけで背負うこととなります。しかも、この資料を見ていただければ分かるように、大和町の西部に位置する下原地区と東部に位置する升沢地区2カ所で受け入れることとなりますので、その風評被害たるや計り知れないものがあると思っております。

しかし、このことに対しまして、環境省では、「市町村長会議での選定手法には災害廃棄物の受け入れ状況は含まれていない」という回答でした。私は、このことを宮城県にもお尋ねしたいと思えます。宮城県としては、このことについてどのように考えておられるのでしょうか。市町村長の皆さんには、こうした大和町の地域特有の要件について、ご意見をぜひお願いしたいと思えますし、これらの意見を有識者会議等にも反映させていただきたいと思っております。

次に、放射性廃棄物の水源への影響です。先ほど少し説明があったと思うのですが、環境省の説明によりますと、「処分場は、水を排出しない遮断型構造とするなど、安全に配慮がされておまして、管理面においても地下水のモニタリングを徹底するなど、水源に影響が生じないことを確認する」とされています。しかし、下原地区から50メートルという、すぐそばを流れている荒川がありますが、この川が王城寺原演習場内で荒川と合流し、色麻町の町民の皆さま方7300人の飲料水の水源となっております。

また、演習場で演習する自衛隊の方々は年間23万人ぐらいいるのですが、この方々や、また米軍の方々も当然飲料する水道水源でもございます。環境省では水利点を水道水源取水口としていますが、取水地点からの距離で評価すると言っています。色麻町や演習場の水道用水の取水地点は下原地区から7キロメートルぐらいいれているので、水道水への影響については考慮する必要がないという判断がなされております。また、水道水の考え方や、その選定経緯、結果について、既に全市町村長に説明していることから、あらためて説明は考えていないとの見解ですが、関係する町や住民の皆さんにとって簡単に納得できることではないと考えます。関係する町や自衛隊の意見はどう考慮されるのでしょうか。

大和町では今回の選定について、いろいろな面から検討し、選定方法・選定項目等についても疑問点を質問してきたところですが、環境省からは、その辺についても市町村長会議で説明し、理解を頂いていることであるとのことでした。しかし、今回の候補地の選定に当たっては、国有財産の情報提供が東北財務局からであったためか、下原地区が演習場の着弾地に近接していることについては、選定段階では分かっていなかったようであり、防衛省との調整を今現在行っているわけですが、このことについても文書でのやりとりで

はなくて、口頭でのやりとりであるというように、この間、会議で伺いました。慎重に審議して安全を確保しなければならない放射性廃棄物の施設の建設であるにもかかわらず、そういった部分で拙速な判断であったと私は思っております。

このように候補地選定の内容につきまして、これまで環境省から受けてきた説明は到底納得できるものではありません。しかし、これまでの経緯は尊重されなければいけないと考えております。従って、今後の進め方については、ぜひとも誰もが納得できる説明をしていただきたいと思いますし、また今回の市町村長会議の内容や、3市町から提示された課題、疑問、またこれまでの5者会議での経緯等につきましても、有識者会議に、早急にその内容を報告すべきと思っております。

最後に、大和町の地域特性に配慮する事項として、下原地区が王城寺原演習場の着弾地の至近距離にあること、また、その土地が国有化された経緯、さらには小鶴沢処理場で震災廃棄物を受け入れている実績などを勘案いただきまして、市町村長の皆さま方には特段のご理解を頂けるようお願い申し上げ、そして本日の意見を今後の有識者会議等に反映していただくようお願い申し上げまして、説明にさせていただきたいと思います。以上です。

井上副大臣：ありがとうございました。最後に、栗原の佐藤市長、お願いいたします。

栗原市長：栗原市長の佐藤勇です。今年の1月20日、驚きました。まさか、この栗原市、岩手・宮城内陸地震で大崩落があった荒砥沢ダムのすぐ横のこの場所を選定した。私は常識を疑いました。今も加美町長、また大和町長から話がありましたが、選定方法ですぐに言われるのは、「市町村長会議で決まったことです。報告いただいたことです。」ということです。口癖のように言います。

私どもは、帰ってそのデータをよく読んでみると、実はまやかしの理論、2012年国土地理院のデータをデジタル化しただけなのです。「ああ、新しく出た地図なんだな」と思います。それらを15～16枚重ねて出てきたもの。こういうことなのです。一つの例で、2012年に改定されたはずのデジタル化したデータをよく読んでみると、実はこれは昭和40年ぐらいに作成して昭和50年に公表したもので、その古い数字をアナログからデジタルに変えただけの話なのです。それをもって新しいデータと。よく見ると、荒砥沢ダムがないのです。地震による3,600カ所の地すべりの跡もない。そういうものをもっ

て当然こうしていけば、候補地として残るでしょう。

しかし、私は考えました。この席に石原大臣に来ていただきましたが、何かが足りない。東京電力が来ていないのです。一番の出し元が、この会議に一度でも顔を出したことがありますでしょうか。責任がある人が来ておりません。私は、いつもながら、おかしい行政だなと思っております。大臣が来られましたので、しっかりとそこあたりは説明があるかと思いますが、そういう意味で、私はいろいろ考えて、今日はこの会議の席ですっと同じことを言い続けてきました。この会議の重さは重い。首長会議ですよ。全市町村長がそろって出てきた話です。そのときに問題があれば手を挙げればよかった。反省しております。

そういう中での今回、私は候補地にされたことについて、やるかたない不満を持っておりますが、敢えて、これは詳細調査を受けた方がいい、と最初に決断しました。なぜならばこの地質・地層は、どなたが見ても荒砥沢ダムと同じ状態なのです。少しの揺れで必ず地すべりをする。そういうところに最終処分場を持ってくる、その考え方がおかしい。だから、地質学者が入って6年もかけて苦労して出たデータ、そして、国のいわゆる有識者会議のメンバー、地政学のあらゆる方と、歩かれて、そして、その後の上からのデータも合わせられた上に、ここに書いてありますとおり、お役人同士でなくて、国の有識者のメンバー、学者と私どもの学者とでよく話し合いをしてもらえば、一目瞭然だと思っております。

そして、もしそれでもなお、ボーリング調査をしたいということであるならば、相談させていただきたい。私は敢えて受けるという姿勢です。しかしながら、大きな縛りがありました。約束しているのです。3人は足をそろえて、一緒に受けるということを条件にしました。従って、縛りがあります。だから、このような堂々巡りになっているのです。大臣が来られたので、新しい良い提案をなされるものと思っているところでもありますから、ぜひ、ご理解を賜りたいと思っております。

私のみならず、指定廃棄物を持っておられる市町村長は、恐らく、何とか早く決めてもらいたいという思いだと思っております。約束した2年、市長の名前、そして、約束しました。覚書までかわしています。とっくに過ぎました。「うそつき野郎、市長、何を考えているのだ。」と怒られるのは毎日ですが、早くこれを決めない限り、私は前に進むことができないので、それを踏まえて、今日は各首長がおいでであります。人ごとのような質問をされるのであれば、私は全て仙台市長にお返しをします。わざわざ市役所まで来てくださ

いました。栗原まで。利府町長も一緒でした。町村会の会長として来られました。これが人ごとのような話になれば、もう一度、この会議に戻すことで決めればいいことなのです。しかし、そうはいかないだろうから、きちんとしたアドバイスを、同じ線上で、同じ思いで対応していただきたい。これが私のお願いです。どうぞ大臣、まとめてください。

井上副大臣：ありがとうございました。それでは次に、関係の3市町長以外の皆さまからご意見をお伺いしたいと思います。ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。どうぞ。

大河原町長：大河原町の伊勢と申します。ただ今、1市2町の首長から、苦渋の立場を表す、切々たる訴えをお聞かせいただきました。この半年以上、大変ご苦勞なされたことに、本当に心からお見舞いを申し上げたい。言葉が見当たらずに申し訳ありません。3市町のまとめをこのページに書いてありますが、言っていることは共通しております。実際に調査をしても受け入れられないのではないかとということで一致していると思います。堂々巡りになるのは明らかです。

さて、お伺いします。仙台銘菓の「萩の月」をご存じでしょうか。仙台銘菓とはいえ、実は工場は大河原にあるのです。今、工場拡張の計画があります。実はヨーロッパに進出したいということで、工場ラインを増設しようという計画がありますが、ヨーロッパで市場調査すると、日本の食品は全て原発のために買ってもらえる可能性がないということが分かってきました。全く影響のない北海道の小麦粉などを使っておりますが、それでもヨーロッパでは、いわゆる風評被害が極めて厳しいと言わざるを得ないところです。

そこで、3名の首長の話をお伺いして、私も第2回目のこの席上で、首長会議でわれわれに連帯責任を負わせないでもらいたいということを申し上げました。ところが、この会議で、何とかどこかを見つけようではないかということが決まったかのようなイメージで話が進んできました。私は今改めて第2回目の会議で申し上げました、首長会議での連帯責任というのは、やはり返上すべきではないかと思っているところです。結論を申し上げますと、加美町長のおっしゃったとおり、法律を改正する、あるいは閣議決定の見直しをするという形で、東電の排出者責任をしっかりと認識してもらおう。今、栗原市長がおっしゃったとおり、東電の責任です。そのことをもう一度明確に、この会議でも確認するならば、もう一度一から出直して検討すべきではないか。これまで受け入れの基準を決めるということで、数回にわたって検討が進んでいきましたが、このままでは前に進まないと思い

ますので、ぜひ石原大臣に、法改正、閣議決定の見直しなどを私からも強く要望したいと思います。

井上副大臣：ありがとうございました。他にご意見のある方、いかがでしょうか。知事どうぞ。

村井知事：指定廃棄物をたくさん保管しているところの首長のご意見を伺ってはいかがでしょう。

井上副大臣：はい、知事からのご提案もありました。また先ほど栗原市長からも、今、保管状況が大変ひっ迫しているというお話もありました。特に保管量の多い自治体の市長にご意見を賜れればと思いますが、いかがでしょうか。登米市長さん、お願いします。

登米市長：指定廃棄物をたくさん持っているということですが、現在、市内集合保管が15カ所、そして各生産農家の皆さんのところで個別保管が9カ所で、汚染稲わらを保管しています。そして、集合保管をしている施設、あと2カ所で、まだ2年というお約束をした期間はきていませんが、それ以外は全て、お約束の期間をとうに過ぎているような状況です。そういった意味では、栗原市長からもお話を頂きましたとおり、お願いにお邪魔をさせていただいても、本当にやる気があるのかというお話を頂いているところでもあり、とは言いながら、何とかお願いしたいということで、お願いをさせていただいております。

また、3市町村長がお話になりました。われわれが合意した内容というのは、基本的に、きちんと守られるべき要件としての最低限の要件と、そして、それ以上のものについては、しっかりと検証・検察をぜひお願い申し上げたいという感想を持っているところです。そして、そういった意味では、こういう取組については、誰が責任を持つのか。そして、きちんとした取組をするのか。その意をどのような形でお示しいただけるのかというような思いで、今日はこの会議に参加させていただきました。以上です。

井上副大臣：ありがとうございました。

村井知事：大崎や白石は量が多いですね。

井上副大臣：よろしければ、大崎市長、白石市長、ご発言をお願いいたします。

白石市長：宮城県の白石市長、風間です。今日、いろいろな説明を聞きました。1市2町の苦しみ、また他の市町村長の苦しみというのは、同じ首長として経験しています。われわれのところも焼却灰の部分では、各地区で今やっていて、それすら受け入れられないのが現状です。その中で、先ほど環境省の方から示されましたが、指定廃棄物の処理に関する県民の理解の促進についてとありました。皆さん、これでやったつもりになっているだけでしょ。そんな甘いものではないのです。3年前の風評被害の苦しみ、もっと起因者責任をしっかりと取っていただきたい。

県民だけではないのです。ここに来る人は国民なのです。環境省として、日本国民に対して、このことに対する説明責任をしっかりと取っていただきたい。そして起因した責任の一端があることを自覚して、正確に、言われたことを一緒になってやっていただかないと前に進まないと思います。これからいろいろな問題が出てくると思います。特に風評被害は、われわれは経験しましたので怖い。このような安易な考えではなくて、日本国民全員にしっかりとお示しするような気持ちを持っていただかないと、風評被害はなくならないと思います。それをぜひともお願いをして、今日お集まりの各首長の心もご理解いただきたいと思っております。

井上副大臣：ありがとうございました。知事から名前の挙がった大崎市長、もしよろしければ、ご発言をお願いします。

大崎市長：大崎市長です。あまりお名指しは歓迎ではないのですが、せっかく、お名指しいただきましたので、申し上げたいと思います。

3自治体の方々の取組について、私たちも同じ自治体として重く受け止めて、共同責任でこの問題には注意を払ってきたところです。今日、大臣にお入りいただいて、この会議を開かれたところですが、あらためていろいろな問題が浮き彫りになってきたようです。今回の震災について、それぞれ国を挙げて取り組んでいただいて、かなり進んでいるもの、なかなか進まないものがあります。そういう中で、放射能汚染問題の処理を担当する環境省の取組姿勢というのが、被災地から見ると、この問題を霞が関で検討議論している。霞

が関の中では本気になってやっていただいているのかもしれませんが、現地に立った本気度というものに非常に懐疑を感じているところです。

これまで知事の呼び掛けで、独自に2回市町村長会議を開きました。この首長の会議は、非常に重い思いで皆さん参加されたところですが、それぞれ放射能汚染物を処理しない限りは、最終的な復興への道筋がつかれないということで、各自治体がリスクを覚悟しながら、この会議に臨んできたところです。ご紹介がありましたが、私の町にも、いろいろな汚染物があります。国が奨励されました混焼処理というものもありました。しかし、3つあります広域で管理している焼却施設は、ほぼ満杯、フル回転の状況で、この隙間で混焼でやった場合には60年の時間がかかるということです。その間、このまま放置することは、基礎自治体として極めて無責任のそしりは免れないという思いがありました。

あるいは、まだ手付かずの状況でありました、側溝などにある汚泥も、そのまま手付かずの状況になっています。これら进行处理することになると、8,000ベクレル以上の指定廃棄物の処理方法が解決しないことには、仮に専用焼却するにしても、側溝を清掃するにしても、行き場がない状況です。その意味では、被災された汚染物と、その地域で不安を抱きながら市民が生活している。あるいは一時保管という中で、稲わらや牧草が、そのまま不安全な形で管理されている。いつまでもこのような状況を放置するのは、また新たな二次汚染につながっていくという思いがありまして、35のそれぞれの自治体は同じ思いで、この問題を解決しないことには本格的な復興への道筋はできないという思いで、皆さん、この席に着いて、真剣に議論し、そして、お互いに連帯責任、あるいは、お互いに同じ立場になって、この問題に対応していこうということで取り組んできました。他県にはない取組でした。その意味では、この5回間の取組というのは、大変に重いものであると私も認識しています。しかし、他の震災処理対応というものに絡めると、例えば河川や道路に国土交通省や復興庁、農林水産省が対応して、政務三役をはじめ現地に何度となく足を運んで、現場でこの問題を考えてきた中で、環境省にその懐疑を感じたことは、非常に本気度を疑っております。

また、宮城県が、35自治体がこの取組に取り組んできたということからすると、その都度、霞が関から出席するのではなく、宮城県に常駐するぐらいの覚悟で現地と向き合う姿勢が欲しかったと感じている一人です。今日は大臣にお入りいただきましたから、それぞれご発表された、それぞれの地域の課題をあらためて皆さんの前で吐露されました。地域の実情を真正面から受け止めて、この問題の責任者であります国の責務をしっかりと果

たしていく気概で、これまで発言された問題を真正面から受け止めて、しっかりと対応していただくようにと要望します。

井上副大臣：ありがとうございました。その他、ご意見はおありでしょうか。もし特段のご意見がなければ、予定された時間も迫っておりますので、今日頂いたさまざまな貴重なご意見を踏まえて、石原大臣の方からご発言をお願いしたいと思います。

石原大臣：本日は、貴重なご意見の開陳、誠にありがとうございました。詳細調査の候補地が所在する3つの市町の首長、冒頭、加美町の猪股町長からは、面積要件を満たしていないのではないかといったような基本的なご懸念。また、続きました大和町の浅野町長からは、王城寺原演習場と隣接しているという初期情報がないままに候補地として挙がったのではないかという現実的な対応のお話。また、栗原市の佐藤市長からは、地質学的な問題に十分メスが入っていないというお話を聞かせていただきまして、このご懸念については、しっかりと受け止めていかなければならないということは認識させていただいたところです。

また、指定廃棄物を保管されている市町村長からは、限界に近づいている。あるいは、35の宮城県の自治体が連帯感を持ってしっかりと対処していかなければならない。国も、しっかりとリーダーシップを持ってやれ。こんなご意見も頂いたところです。私が申すまでもございませんが、指定廃棄物の問題をいつまでもそのままにしていけますと、宮城県民の皆さまにご安心していただくことにはならないということは認識させていただいたところです。どの地になるかは、さまざまな調査の結果、また専門家、有識者の方のご判断に十分に委ねるとしましても、早期に処分場を整備して、そこで処分しなければ、この問題は処理できないということも、しっかりと分からせていただいているところでもございます。

堂々巡りをしているというご意見も、2～3の首長さんの中からありました。そんな中で、詳細調査をしていただくことは、施設の設置を意味するものではありません。専門家の方に、しっかりと調べていただくことによって、適地ではないことが分かれば、ご懸念に示されたようなことがしっかりとしてくれば、それはまた別の話になる。しかし、またここで堂々巡りをして、また振り出しに戻って、やり方をどうするかということをしてしまいますと、これもご意見がありましたが、5回の会合を積み重ねてきていただいた先生

方にも大変申し訳ない。

また、東北特有の問題ですが、いずれの今拳がっている候補地についても、大変雪深いところですよ。年内に詳細調査をしなければ、また問題はさらに1年長期化していく恐れがあるわけですよ。そういう意味であるところをぜひお察しいただきまして、くどいようですよけれども、詳細調査をすることによって適地でなければ、そこには物は造らないわけですよ、ここまでの積み上げということも、ぜひご理解いただいて、早急に調査させていただきたいというのが、環境省の切なる思いでございますし、環境省が先頭に立ちまして頑張らせていただきたいと思いますと思っております。

村井知事におかれましては、廃棄物が県内全域に存在する。ぜひ詳細調査の受け入れ等々について、県内35市町村の意見を取りまとめいただきますように、心からお願い申し上げたいわけでございます。

宮城県の震災復興のためには、指定廃棄物の早期処理が必要である。これは今日お集まりの首長の先生方の思いでもあると思いますので、国が先頭に立って頑張りますので、ぜひご理解を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、総括とさせていただきますと思います。

井上副大臣：それでは今の石原大臣の発言を受けまして、村井知事、いかがでしょうか。お願いいたします。

村井知事：大臣に一つ確認したいのですが、ボールをいったん私の方に投げて、35人の首長方の考え方を県として集約した上で、返事をすると、そういうご発言と受け止めてよるしいのですか。

石原大臣：先ほどもお話しさせていただきましたとおり、詳細調査の実施というのは、施設をそこに造るということを決めるものではないわけですよ。しかし、ここでまた堂々巡りという意見が先ほど首長の先生方から出ましたとおり、これまで積み上げてきたものの中で、首長の35の先生方のご意見と知事のお考えを一つにまとめていただいて、ご判断を頂ければ幸いであるということですよ。

村井知事：分かりました。ただ今、石原大臣から大変重いご発言がございました。正直な

ところ、ここで何らかの結論が出るのかなという思いも持ってまいりましたが、大臣からは、もう一度しっかりと35人の首長のご意見を聞いた上で、知事として宮城県代表として返事をしてほしいということです。

私も第1回目からずっと参加しておりますが、この問題は、県民230万人全ての問題と捉えておまして、候補地になった三つの市町の住民だけの問題ではないと思っております。そういった意味では、大臣の言葉を重く受けまして、改めて35人の皆さまの考え方を聞く場を設けて、その上で、私が責任を持って、大臣にその考え方を伝えたいと思っております。ただ、今この話を頂いたばかりでございまして、私自身も心の整理、頭の整理がついておりませんし、皆さま方も、改めて少し時間が必要だと思いますので、急な話ですけども、時間がありませんから、1週間程度時間をおいて、恐縮ですが、県主催の市町村長会議をもう一回開催させていただき、その際に、今日頂いた資料等を持ち帰っていただき、考え方をまとめていただければと思います。その皆さんの考え方を聞いた上で、私なりの決断をしたいと思っております。

前に進む、後ろに下がる、立ち止まる、いずれにしても苦渋の決断ではありますけれども、延ばせば延ばすほど全体に影響が及んでいくということです。他の県に持って行ってほしいという大河原町長の意見もよく分かります。しかし、恐らく受け入れする都道府県の市町村長に、宮城県の指定廃棄物を受け入れますかと聞いたら、恐らく誰もイエスとは言ってくれないのではないかと思いますので、やはり、これは今まで積み上げてきたものを前提に、宮城県で1カ所造るのだという前提で話を進めていきたいと思っております。

3つの市町の町長、市長におかれましては、私は改めて、ぜひ忌憚ないご意見を聞かせていただければと思っております。大変恐縮ですが、この場で日時を決めることは不可能ですので、改めて調整させていただきます。皆さん、大変お忙しいですが、ぜひご協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

井上副大臣：知事、ありがとうございました。宮城県内の意見の取りまとめということで、よろしくお願いいたします。

予定されていた時刻を過ぎております。これにて第6回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を終了させていただきたいと思っております。

村井知事：大臣、副大臣、政務官に一つ言い忘れましたが、今、発言されなかった首長方

も、国の対応については非常に不満を持っているということです。人的に限りがあるとい
うことは、よく承知しておりますが、大臣、副大臣、政務官が足を運べなくても、担当者
の皆さんに足しげく足を運んでいただいて、誠意のある対応をぜひ取っていただきたい。
これは知事として強く要請しておきたいと思います。よろしくお願いします。

井上副大臣：はい、しっかり受け止めさせていただきたいと思います。本日は、会議へ
のご出席、ご協力、大変ありがとうございました。